

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 20 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530555

研究課題名（和文） 更生保護ボランティアにおける「ソーシャルインクルージョン」実践に関する研究

研究課題名（英文） A study about “social inclusion” practices of probation volunteer

研究代表者

鴨志田 康弘（KAMOSHIDA YASUHIRO）

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：60408979

研究成果の概要（和文）：本研究は、更生保護ボランティアの現状、及び、ソーシャルインクルージョン実践の分析を主な目的として行ったものである。その結果、まず現状としては、更生保護ボランティアの置かれた状況は非常に厳しく、また、新たなボランティアの獲得も難しくなりつつあるということができる。そして、ソーシャルインクルージョン実践に関しては、近年、心理学的な手法が取られることが多く、そのため、将来的には「心理主義」による問題が懸念されると言うことができる。

研究成果の概要（英文）：This study analyzes probation volunteer's present conditions, and their social inclusion practices as main purposes. As a result, the situation of probation volunteer is very severe, and it is becoming difficult to acquire new volunteers as the present condition. And for social inclusion practice in recent years, often psychological methods were taken, therefore, the issue with “psychologism” is a concern in the future.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会問題・社会運動、更生保護、ソーシャルインクルージョン、安全安心、心理主義

1. 研究開始当初の背景

（1）研究当初の社会的背景としては、当時、更生保護経験者・更生保護対象者による再犯問題（例えば、「奈良女子誘拐殺人事件」（平成 16 年）、「安城市幼児殺害事件」（平成 17 年）、「連続婦女監禁暴行事件」（平成 17 年）など）、また、安全安心まちづくり運動に代表される地域住民を主体としたセキュリティ意識の高まり、そして、犯罪被害者・遺族

などによる被害者人権の主張により、犯罪者の「更生・社会復帰のあり方」について社会的関心が高まりつつあった。

（2）我が国の更生保護行政は、「官民協働」の掛け声のもと、保護観察官と保護司とが協働で保護観察対象者に当たるとする反面、実際は、「少人数の「官」が「民間」に依存」するといった構造を有していると指摘されていた。

(3)「更生保護制度の運用についての国民や地域社会の理解が不十分である」とされ、それが更生保護に対するある種の偏見を生んでいた。

2. 研究の目的

(1)従来の犯罪者の「更生・社会復帰のあり方＝更生保護行政」全般をレビューするとともに、今後の更生保護のあり方（ソーシャルインクルージョンの行方）について考察を行うことを目的とした。

(2)そうしたことから、「更生保護ボランティアの現状把握及び分析」、「更生保護ボランティアにおけるソーシャルインクルージョン実践知の把握」、「ソーシャルインクルージョン実践知の分析及び今後の課題抽出」の3つを主な課題とした。

3. 研究の方法

(1)更生保護ボランティア等に対するインタビュー調査及び質的研究

(2)手記などを含んだ更生保護に関連するテキストの分析

(3)文献研究

4. 研究成果

(1)ソーシャルインクルージョンと更生保護

①ソーシャルインクルージョンと社会的排除

ソーシャルインクルージョン (social inclusion) とは、1990年代以降、ヨーロッパにおいて盛んに用いられるようになった概念であり、社会的排除 (social exclusion) と対になって用いられる認識枠組みとされる。

こうした概念が生まれた背景について、岩田正美は、「グローバリゼーションと脱工業社会における「二極化社会」の下方に固定されている集団の問題を、従来の貧困概念を使わずに説明し、かつその解決策を検討しようという流れ」（森田、2009、23）が存在すると述べる。つまり、これらは、経済を中心としたグローバリゼーションなどにより、従来の福祉国家モデルが成り立たなくなってきたことから、それを補う上で要請された概念であるということができる。

グローバリゼーションというものは、多国籍企業に象徴されるように、国という枠組みを超え、経済活動を行うと同時に、経営の効率化を目的に生産拠点を海外に移転するなどといったことから、従来のような国家による規制が非常に難しくなった状態を表している。海外に生産拠点を移すということは、それによって国内に大量の失業者が生み出されるということであり、また、経営が常に流動的な為替や海外の市場動向などに左右されることから、正社員としてよりも非正社

員として雇用する割合が増え、それにより潜在的失業者が増加することとなる。こうして多くの労働者が非正社員化することとなるのであるが、非正社員化するということは、単に収入が不安定化するだけでなく、その人のアイデンティティをも不安定化することを意味している。つまり、多くの労働者が経済的市場によって、その存在が不安定化された状態を、まず社会的排除として捉えることができる。

次に、この社会的排除に対応する概念であるソーシャルインクルージョンであるが、これは森田洋司によれば、「周縁化され排除された人々に対して、(a)人としての権利を尊重するという基本的立場に立ち、(b)動員可能なさまざまな資源を提供・開発し、(c)ソーシャル・ボンドを回復させることによって周縁から中心へと移行させ、(d)社会参画しうる自立した主体となることのできるよう支援する社会的な方策とその基盤にある理念」（日本犯罪社会学会、2009；8）と定義づけられる。つまり、基本的人権を尊重し、社会的資源を動員しつつ、それにより排除された人々の社会的な絆を回復させ、自立した主体となるよう支援を行うことが、とりあえず、ソーシャルインクルージョンであるということができる。

②社会的排除と犯罪

このように現代社会は、グローバリゼーションなどの影響に見られるように、ある種、社会的排除という概念により特徴づけられるのであるが、では、次に、こうした社会的排除と犯罪とが、どのような関係にあるか見てみたい。

犯罪と社会的排除との関係について、英国の犯罪学者ジョック・ヤングは、排除型社会への移行に伴い、次のような事態を招くと述べる。「一方では貧困層がたえず相対的な剥奪感を抱くようになり、そのために犯罪が増加の一途をたどっている。他方では、比較的裕福な層の人々も不安定な状態に置かれて不安を抱くようになり、法を犯す者にたいして不寛容と厳罰をもって処すべきという意識が高まっている」（Young, 1999=2007；34）。排除型社会において、失業や不安定雇用の状態に置かれている人が相対的剥奪感を抱くようになるというのは、近年の格差社会論に象徴されるように我が国においても、ヤングの前提とする欧米社会と同様であるということが言える。しかし、その一方において、そうした格差社会論の広がりには犯罪の全般的な増加という事態を招くには至っておらず、この点においては欧米との違いがあることを確認しておきたい。我が国の場合、犯罪の増加よりも、むしろ、自殺や孤独死問題などに象徴されるように、攻撃のベクトルが自分自身に向けられることが多い。また、「比

較的裕福な層の人々も不安定な状態に置かれて不安を抱くようになり、法を犯す者にたいして不寛容と厳罰をもって処すべきという意識が高まっている」という点に関して、同意する部分と異なる部分とが見られる。

まず、同意する部分に関して言えば、失業や不安定雇用状態以外の人たちも、「不安定な状態に置かれている」、「不安である」といった意識を持っているという点である。これは、いわゆる犯罪認知件数と体感治安とが必ずしも同じ動きとなっておらず、犯罪認知件数が改善された後も、高い犯罪不安を示していることにより表される。これに対して、「法を犯す者にたいして不寛容と厳罰をもって処すべきという意識が高まっている」という点に関しては、若干の留保を要するだろう。

現在、刑務所収容率の増加や入所期間の長期化といった現象が見られつつあり、これをもって厳罰化を主張する意見が見られる。確かに、そうした現象の背後には、犯罪被害者・遺族の声に代表されるような「厳罰」を求める世論の声があることは否めない。しかし、それと同時に、刑務所収容率の増加や入所期間の長期化の背景には、そうした犯罪をした人を受け入れる受け皿となるものが社会内に欠如しているからとも言えるのである。つまり、家族などの受け皿が準備されていれば、刑務所ではなく社会内で更生させる（社会内処遇）という選択肢は十分可能なのであり、それを踏まえるならば、それらをもって厳罰化している、とは必ずしも言えないのである。

③犯罪不安と更生保護

このように社会的排除と安全安心との関係について見た場合、国民性の違いなどにより、ヤングの主張するような欧米における見方とは必ずしも一致しない面が見られる。しかし、その一方、この視点をもとにした場合、犯罪不安の広がり（体感治安の悪化）、そして、厳罰化を生み出す背景となっている犯罪者に対する受け皿不足、そして、防犯運動の背景にあるコミュニティの希薄化といった問題が浮かび上がってくるのが分かる。

まず、犯罪不安が広がる背景から考えてみよう。犯罪不安の問題は、我が国固有の問題ではなく、ヤングの指摘にも見られるように、欧米社会にも広く見られる現象である。アダム・クロフォードは犯罪不安 (fear of crime) について次のように述べている。「犯罪率の減少にも関わらず、最近のBCS (British Crime Survey) の結果は、ほぼ3分の2の人たちが、英国中の犯罪がここ2年の内に増加していると考えていることを示している…逆説的であるが、警察官の数は常に高い割合にあり、また、以前よりもより多くの民間人スタッフがいるにも関わらず、人々の不安感や犯罪不安は執拗に影響を被ることのないままなの

である。政府による反社会的行動に反対する一連のキャンペーンは、法や秩序に対する関心を喚起することで、人々の不安を減らすよりも、むしろそれを焚きつけるものとなった…不安感の解消は警察活動だけでなく、より一般的にも地域安全活動 (community safety) においても中心的テーマとなった」(Adam Crawford, 2007 ; 899)。こうした英国の状況は、まさに、現在の我が国の状況と同じであると言えよう。つまり、犯罪不安の高まりという事態は、犯罪に対する注意喚起・関心が高まれば高まるほど、増加して行くものであり、それ独自に取り組むべき課題となってしまうということができるのである。

しかし、犯罪不安・不安感というものは、元々非常に主観的なものであることを考えるならば、これを固定して捉えるのではなく、流動的なものとして捉えるならば、むしろ逆の可能性を切り開くことも可能ではないかと思われる。例えば、犯罪不安を引き起こす原因ともなっている公的機関による犯罪への注意喚起を呼び掛ける情報を、さらに、犯罪あるいは犯罪者の背景についてまで掘り下げ、伝えたならばどうだろうか。現在行われている情報提供は、犯罪の危険性とその予防方法について注意喚起するものがほとんどであるが、それだけでなく、犯罪に至ってしまう人の背景について考えさせるような工夫をすることができれば、単純に犯罪を恐れるという心理は、かなり軽減されるのではないかと思われる。つまり、被害者側だけでなく、加害者側を取り巻く状況を知ることができれば、「他者を本質化する」(Young, 1999 = 2007) ということ、つまり、犯罪をする人間をモンスターのようには恐れる心理はかなり軽減できる。また、それと同時に、加害者を取り巻く状況を理解すれば、表層的な犯罪予防だけでなく、より根源的な意味での犯罪予防が可能となるものと思われる。例えば、日々進化・変化を遂げる振り込め詐欺の対策においても、そうした詐欺を働く側の心理や状況を理解できれば、表面的な変化に惑わされることなく、対応することが可能となるものと思われる。

また、犯罪者に対する理解を広げるということは、自らのコミュニティを改めて見つめ直す契機ともなるとと思われる。つまり、犯罪の発生を被害者側だけでなく、加害者側からも眺めることで、問題をより立体的に捉え、それにより日常におけるコミュニケーションの促進、さらに、犯罪者や非行少年の社会復帰へ向けた基盤づくりにつながって行くものと思われる。加害者側からコミュニティを見た場合、「あの時、ああしていれば」といった形で、必ず何らかの事前の予防策が見出される。それは裏返すならば、罪を犯して

しまった者を、いかにコミュニティに受け入れて行くかという、更生保護の思想にも結びつくものなのである。

④ソーシャルインクルージョンとコミュニティの安全安心

元国会議員の山本譲司氏は、自身の入所経験を振り返り、次のように述べる。「入所するときよりも出所するときのほうがずっと不安でした。「娑婆」というところに対する、恐怖心すら覚えていました…多くの受刑者仲間も、やはり出所前になると、不安を口にしていました」（日本犯罪社会学会、2009；31-2）。もちろん、全ての受刑者がこのように感じる訳ではないと思われるが、それでも多くの受刑者が出所時に社会に対する恐怖心を抱いているということ、果たしてどれだけの人が想像できるだろうか。多くの場合、私たちは出所者を恐れこそすれ、彼らが私たちあるいは私たちの社会を恐れているなどということは想像すらしていないのではないだろうか。したがって、こうしたもう1つの現実を知ることが、犯罪不安を軽減する方策であり、それが安心感につながるものと思われる。

これまでコミュニティにおける安全安心は、潜在的被害者から見た犯罪の未然防止という立場をとってきた。もちろん、そうした立場は、これまでの結果から見ても大変重要なものであることは間違いない。しかし、それだけでは安心というものが得られないということも、また事実であり、それにはまた別の視点——加害者側から見た犯罪の未然防止——が必要となる。こうしたアプローチとしては、いくつか考えられると思うので、次に、この点について若干考察をしてみたい。

まず、1つ目は、これまでも述べてきたように、提供する情報の範囲を広げることである。これは加害者と最も接する機会の多い警察からでも良いし、また、加害者側と立場を同じくする自助グループなどがあれば、そこから情報を提供してもらっても良いと思われる。重要なのは、同じ人間として、身近にありうるもの、もしかしたら、コミュニティの仲間としてあり得たかも知れないとして捉える視線である。2つ目は、被害者と加害者の双方から直接話を聞くといった方法である。これは、1つ目の方法よりもさらに踏み込んだ形となるが、実際にコミュニティの中で犯罪が発生した場合、もし可能であれば、両者から具体的に話が聞くことができれば、被害者にとっても支援を受けられるなどのメリットが期待できるし、また、加害者側（加害者本人または加害者家族）から話を聞くことができれば、コミュニティの中に共感をもって接してくれる仲間を作ることができるものと思われる。こうした手法は、修復的司法（restorative justice）という枠組みに

含まれるものであるが、それぞれにとって無理のない形でコミュニケーションを取ることができれば、地域住民の側としても、以後、無用の心配をしなくても良くなるなどのメリットが期待される。そして、3つ目は、加害者側の社会復帰（更生保護）の意味を理解し、できれば支援することである。犯罪や非行を行ってしまう者の多くは、それまでに何らかの意味において「被害者」であったという経験を有する。最も代表的なものとしては、劣悪な家庭環境において成長してきたため、そうした劣悪な環境や人間関係（に基づいた世界観、コミュニケーション手法など）が所与のものとなってしまっており、それが犯罪に結びつく原因となってしまっているということである。そうした犯罪者に対しては、もちろん、刑務所などで認知行動療法などの矯正教育が行われることとなっている。しかし、そうした教育を受けたとしても、再び社会に戻って行ったときに居場所がない、誰からも認められないということになると、再び犯罪をしてしまうこととなる。そして、再び犯罪が行われるということは、コミュニティの中に、また1人被害者が生まれることを意味しているのである。

コミュニティの安全安心をいかに確保するか。これは今や政治的アジェンダとしても、非常に大きなウェイトを占めるようになってきている。しかし、その一方において、コミュニティに真の安心をもたらす社会的絆を十分に（再）構築するまでには至っていない。「恐怖が何であるかを教えてあげよう。われわれみんなが恐れているように思われるのは…放棄、排除、拒絶されること、排斥されること、勘当されること、捨てられること、われわれが現にそうであるものを奪われること、われわれがそうなるかと願っているものを拒否されることなのである。われわれは放っておかれること、助けのないこと、不幸であることを恐れている。仲間、愛情、助力を妨げられること。投棄されること、ゴミ捨て場行きの番が来ることを恐れているのだ。われわれがなくて大いに淋しく思っているのは、そんなことなどすべて起こらない、われわれには起こらないという確信なのだ」（Bauman、2004=2007；222）。「安心」を手に入れるまでには、まだまだ長い道のりが必要かもしれない。しかし、互いに認め合い、支え合うことが、「安心」に結びつくことだけは確かだと言えるだろう。

【主な参考文献】

- Adam Crawford、2007、Crime Prevention and Community Safety（Edited by M. Maguire、R. Morgan & R. Reiner、2007、The Oxford Handbook of Criminology、Oxford University Press）
- Jock Young、1999、The Exclusive Society

(青木秀男ほか訳、2007、排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異—、洛北出版)

- ・ 森田洋司監修、2009、新たな排除にどう立ち向かうか—ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題—、学文社
- ・ 日本犯罪学会編、2009、犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン、現代人文社
- ・ Zygmunt Bauman、2004、Wasted Lives (中島道男訳、2007、廃棄された生—モダニティとその追放者—、昭和堂)

(2) 更生保護の心理主義化

①対象者等の「更生保護」、「保護司」受容に関する質的变化

観察官の方から、「もうそろそろ観察所は保護観とりたいと思うんですけど」って言って来るけども、ちょっと待ってくださいと。私は言うんですよ。どうしてかって言うと、親御さんに聞いてから…ってことは、親御さんが「駄目」って言う人が結構居るんです。今持っている人がそうです、みんな。もうちょっと保護観見て下さいって。

家へ来て…それで時期が来ればとれるだろうからって、もうそれが頭にあるんですよ。だって、二十歳まで来てれば良いんでしょうって言うんだから。いや—あたしは、それ要らないわよって言うの。結構ですって言う。それで、あたし言うの…「あなたね、保護観察やっててやなことあるでしょ」って言ったら、そしたら「全然違和感ない」って言うの。もうやんなっちゃう。

このように、近年、対象者等の更生保護、保護司に対する意識が、非常に変化してきているとされる。この主な要因としては、次の2つを挙げることができる。

a. 保護司地位の相対的な低下

従来、保護司は、いわゆる名望家等により主に担われてきており、そのため対象者等も、保護司に対し一種の畏敬の念を抱いていた。つまり、そうした地域社会における関係性の上に、保護司は位置づけられ、それが対象者と向き合う際、大きな力となっていたのである。しかし、その後、社会変動の影響等により、そうした地域における関係性をもとにした対象者処遇が徐々に成り立たなくなっていく。

そして、その結果生まれたのが、現在の「ボランティアとしての保護司」という見方なのである※1。これは、単に、同じ住民同士という関係性しか持ち得なくさせてしまうものであり、かつてのような保護司個人の持つ社会的威信を当てにできなくさせるものな

のである。

b. 対象者の変化

次の要因は、対象者の変化であり、これは更生保護に対する心理的抵抗感の低下を意味する。この理由としては、更生保護の位置づけが刑事政策的側面から、より福祉的側面、教育的側面へと変化していったことが挙げられる※2。

更生保護の持つ福祉的・教育的側面は大変重要であるが、対象者側からすれば、そうした側面が過度に強調されることで、それが一つの「メッセージ」となり、結果的に、更生保護の威信低下をもたらしてしまっているのである。

②更生保護の心理主義化について

このような更生保護、保護司に関する変化は、それにより、また別の変化をもたらす。この変化は、保護司が「ボランティア」化することにより失った社会的威信を補うべく招来されたものであり、心理学に基づいた処遇技術が、それに該当する。

戦後、更生保護においては科学主義が標榜され、中でも、処遇技術としての心理学に対する期待は非常に高かった。しかし、その一方、そうした科学主義は、どちらかと言うと、スローガンの側面が強く、実際の保護司の処遇場面においては、余り重視されてこなかったのである。

したがって、更生保護の心理主義化は、保護司を取り巻く状況の変化からもたらされた、ある種必然的なものであるということもできる。しかし、その一方、そのような形での更生保護の心理主義化には、弊害もまた見られる※3。

③更生保護の心理主義化による弊害—1

心理主義化により、保護司はますます心理学的処遇技術に頼ることとなるのであるが、それが果たして更生保護の処遇理念と合致し得るのか、という問題が挙げられる。例えば、対象者が問題を起さないよう「慰撫」することだけを目的に、心理学を用いる場合、それは本当の意味での対象者の更生につながるのかということである。

次の問題は、バーガー＝ルックマン等から指摘される、心理学による現実の改変という問題である※4。更生保護は刑事政策の一環として行われるものであり、一般的に行われるカウンセリングとは、そもそも、その位置づけが異なる。この問題は、これまでも様々に指摘されてきたが、そもそも、更生保護における対象者は、単なる治療・ケアの対象ではなく、違法行為を行ったことにより、強制的に治療・ケアを受けさせられる者なのである※5。

しかし、心理主義が深まるにつれ、更生保護に対する刑事政策的認識が徐々に縮小し、

それが最初に見たような保護司を単なるサービスの提供者として捉えるという態度を生み出しているとも考えられるのである。

④更生保護の心理主義化による弊害－２

さらに、心理主義化は「更生保護」自体へと問いを投げかけるものでもある。心理学的アプローチは、クライアントの内面に働きかけることを通じ、本人の有する現状との不整合性感覚などを取り除く、あるいは、組み換えを行うことで、現状との整合性を高めることが目的とされる。これに対し、更生保護はどこまで対象者の内心の自由に踏み込むことができるのか、という思想犯保護観察法の頃からの倫理的な問いが浮上することとなるのである※6。

⑤結論

近年、以前にも増して保護司には非常に多くの役割が期待されるようになってきている。しかし、最初に見たように、保護司を巡っては、すでに従来通りの役割を務めるだけでも、非常に難しい状況となってきた。したがって、まず求められるのは、保護司は、今後、カウンセラーとして対象者の「心直し」を行う役割（心理）を担うのか、それとも、従来通り、対象者の社会復帰を支援する役割（福祉）を担うのか、それとも、対象者の再犯防止に力を注ぐ役割（刑事政策）を担うのか、明らかにすることである。その上で、さらに、保護司が保護司であり続けるための環境整備、そして、更生保護は何を行い／何を行わないか、という線引きをより明確にする必要があると思われる。

※ 対象は、東京都の保護司会・更生保護施設に所属する保護司 28 名、大阪府の非行少年立ち直り支援 NPO 関係者 3 名。調査方法は、半構造化面接法。グループインタビュー等も行った。所要時間は、それぞれ 2 時間程度。

【注】

※1. この「ボランティアとしての保護司」とは、対象者との間における関係性を意味するものである。

※2. 更生保護法の成立により、再犯防止に重点を置く刑事政策的側面が重視されるようになったとする指摘も見られるが、現状では、福祉的・教育的側面がより重視されているものと思われる。

※3. 心理主義化については、社会学評論第 61 卷 4 号（2011、日本社会学会）。崎山治男、2008、心理主義化と社会批判の可能性、〈支援〉の社会学、青弓社、163-184 など。

※4. バーガー＝ルックマン、1967＝1977、日常世界の構成、新曜社、302-303 など。

※5. 遠山敏編著、1990、矯正・保護カウンセリング、日本文化科学社。安形静男、1973、有権的ケースワーク序説、犯罪と非行 第 16

号、69-81。黒川昭登、1967、プロベーションと権威の諸問題、家庭裁判月報 第 19 卷 3 号、最高裁判所事務総局、1-40 など。

※6. 西野貫二、1970、保護観察と思想の自由、更生保護と犯罪予防 第 15 号、財団法人日本更生保護協会、60-71 など。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

①鴨志田康弘、更生保護ボランティアにおける現状と課題－質的研究からの一考察－、日本犯罪社会学会 第 38 回大会報告要旨集、日本社会学会、査読無、2011、64-66

②鴨志田康弘、ソーシャル・インクルージョンと安全安心コミュニティ－社会的排除から社会的絆の(再)構築－、「安全社会」から「安心社会」への切符 NET ONE セーフコミュニティ、警察政策学会、査読無、2010、69-75

〔学会発表〕（計 2 件）

①鴨志田康弘、更生保護ボランティアにおける現状と課題－質的研究からの一考察－、日本犯罪社会学会、2011. 10. 22、立命館大学衣笠キャンパス

②鴨志田康弘、安全安心社会モデルと更生保護、日本市民安全学会、2009. 11. 1、横浜市開港記念会館（横浜市）

〔図書〕（計 2 件）

①細井洋子・鴨志田康弘、学文社、犯罪と社会、2011、208

②鴨志田康弘ほか、東京法令出版、安全・安心を創出するための 15 の視点、2009、211-223

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鴨志田 康弘 (KAMOSHIDA YASUHIRO)

東洋大学・人間科学総合研究所・客員研究員

研究者番号：60408979

(2) 研究分担者 (0)

(3) 連携研究者 (0)